

二 便所

(1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入院患者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。

三 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

3 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならぬ。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 第二項第一号ロの共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四第一項に規定する食堂とみなすこととする。

第四十一条 ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。）は、ユニット、生活機能回復訓練室及び浴室を有しなければならない。

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

一 ユニット

イ 病室

(1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(i) 十三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。

(ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

プザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

ハ 洗面設備
(3) 必要な設備及び備品を備えること。

(1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 便所

(1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 廊下幅

一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入院患者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。

三 生活機能回復訓練室

六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。

四 浴室

入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものでなければならぬ。

3] 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならぬ。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第三節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第四十二条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領

サービスに該当する指定介護療養施設サービスを提供した際には、入院患者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2] ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3] ユニット型指定介護療養型医療施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにお

いて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの。

4| 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5| ユニット型指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第四十三条 指定介護療養施設サービスは、入院患者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿つて自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入院患者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入院患者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2| 指定介護療養施設サービスは、各ユニットにおいて入院患者がそれぞれの役割を持つて生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3| 指定介護療養施設サービスは、入院患者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4| 指定介護療養施設サービスは、入院患者の自立した生活を支援することを基本として、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5| ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たつて、入院患者又はその家族に対し、

サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6| ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たつては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

7| ユニット型指定介護療養型医療施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8| ユニット型指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四十四条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入院患者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもつて行われなければならない。

2| ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の日常生活における家事を、入院患者が、その病状及び心身の状況等に應じて、それぞれの役割を持つて行うよう適切に支援しなければならない。

3| ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入院患者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4| ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に應じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

- 5| ユニット型指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6| ユニット型指定介護療養型医療施設は、前各項に規定するもののほか、入院患者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7| ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

- 第四十五条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。
- 2| ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3| ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入院患者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4| ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入院患者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

- 第四十六条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入院患者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2| ユニット型指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

- 第四十七条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入院患者の定員
- 四 ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員
- 五 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第四十八条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2| 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。
- 3| ユニット型指定介護療養型医療施設は、当該ユニット型指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第四十九条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、ユニットごとの入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第五十条 第六条から第十一条まで、第十三条、第十五条から第十七条まで、第二十一条から第二十三条の二まで及び第二十七条から第三十六条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第六条第一項中「第二十四条に規定する運営規程」とあるのは「第四十七条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十三条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第三十六条第二項第二号中「第十条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第十条第二項」と、第二十三条の二中「第十五条」とあるのは「第五十条において準用する第十五条」と、第三十六条第二項第四号中「第二十一条」とあるのは「第五十条において準用する第二十一条」と、第二十三条の二第三号及び第三十六条第二項第五号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十二条第二項」と、第二十三条の二第四号及び第三十六条第二項第六号中「第三十四条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十四条第二項」と、第三十六条第二項第三号中「第十四条第五項」とあるのは「第四十三条第七項」と読み替えるものとする。

第六章 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第五十一条 第一章、第三章及び第四章の規定にかかわらず、一部ユニット型指定介護療養型医療施設(施設の一部においてユニットごとに入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第五十二条 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針は、ユニットごとに入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(以下「ユニット部分」という。)にあっては第三十八条に、それ以外の部分にあっては第一条に定めるところによる。

第二節 設備に関する基準

(設備)

第五十三条 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の設備は、ユニット部分にあっては第三十九条から第四十一条までに、それ以外の部分にあっては第三条から第五条までに定めるところによる。ただし、浴室、機能訓練室及び生活機能回復訓練室については、ユニット部分の入院患者及びそれ以外の部分の入院患者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができ

第三節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第五十四条 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第四十二条に、それ以外の部分にあつては第十二条に定めるところによる。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第五十五条 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の指定介護療養施設サービスの取扱方針は、ユニット部分にあつては第四十三条に、それ以外の部分にあつては第十四条に定めるところによる。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第五十六条 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあつては第四十四条に、それ以外の部分にあつては第十八条に定めるところによる。

(食事)

第五十七条 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の食事は、ユニット部分にあつては第四十五条に、それ以外の部分にあつては第十九条に定めるところによる。

(その他のサービスの提供)

第五十八条 一部ユニット型指定介護療養型医療施設その他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第四十六条に、それ以外の部分にあつては第二十条に定めるところによる。

(運営規程)

第五十九条 一部ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 ユニット部分の入院患者の定員及びそれ以外の部分の入院患者の定員
- 四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員
- 五 ユニット部分の入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 ユニット部分以外の部分の入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 七 施設の利用に当たつての留意事項
- 八 非常災害対策
- 九 その他の施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第六十条 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第四十八条に、それ以外の部分にあつては第二十五条に定めるところによる。

(定員の遵守)

第六十一条 一部ユニット型指定介護療養型医療施設の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第四十九条に、それ以外の部分にあつては第二十六条に定めるところによる。

(準用)

第六十二条 第六条から第十一条まで、第十三条、第十五条から第十七条まで、第二十一条から第二十三条の二まで及び第二十七条

から第三十六条までの規定は、一部ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第六条第一項中「第二十四条に規定する運営規程」とあるのは「第五十九条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十三条第二項中「この章」とあるのは「第六章第三節」と、第三十六条第二項第二号中「第十條第二項」とあるのは「第六十二条において準用する第十條第二項」と、第三十六条第二項第三号中「第十四條第五項」とあるのは「第十四條第五項及び第四十三條第七項」と、第二十三条の「中」第十五條」とあるのは「第六十二条において準用する第十五條」と、第三十六条第二項第四号中「第二十一條」とあるのは「第六十二条において準用する第二十一條」と、第二十三条の「第三号及び第三十六條第二項第五号中「第三十二條第二項」とあるのは「第六十二条において準用する第三十二條第二項」と、第二十三条の「第二十四号及び第三十六條第二項第六号中「第三十四條第二項」とあるのは「第六十二条において準用する第三十四條第二項」と読み替えるものとする。

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第二十八号）
 （傍線の部分は改正部分）
 （第五条関係）

改 正 案	現 行
<p>附 則 第四条 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同じ。）は、指定短期入所生活介護事業所であつてユニット型指定短期入所生活介護事業所又は一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなす。 2・3 （略）</p>	<p>附 則 第四条 この省令の施行の際現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同じ。）は、指定短期入所生活介護事業所であつて小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所又は一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなす。 2・3 （略）</p>